九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第１６７条の６の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和８年３月５日

九十九里地域水道企業団
企業長　鹿　間　陸　郎

１　一般競争に付する事項

（１）件　　名　　硫酸（７５％）の購入

（２）納　入　場　所　　山武郡横芝光町傍示戸１０２６番地
東金市松之郷３７６１番地１
長生郡長柄町山之郷４８３番地２７

（３）一般競争入札　　郵便入札・事後審査方式

（４）契　約　期　間　　令和８年４月１日から令和９年５月３１日まで

（５）本 件 の 概 要

ア　目的

本件は、浄水処理に使用する水道用硫酸（７５％）を購入するものである。

イ　概要

（ア）年間購入予定数量　　４９８，９００ｋｇ

（イ）月最大購入予定数量　　８５，４１０ｋｇ

（６）予　定　価　格　　落札決定後公表

（７）最低制限価格　　無

（８）入 札 保 証 金　　免除

（９）契 約 保 証 金　　契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の１／１０以上（ただし、千葉県企業局財務規程（昭和39年千葉県水道局管理規程第６号）第１４５条第２項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、免除とする。）

(10) 契　約　方　法　　単価契約

(11) 入札書記載金額　　１ｋｇ当り（入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めないものとする。）

(12) 支　払　方　法　　月払い

２　契約の確定

この公告に係る契約について、当企業団の事業は令和８年度より千葉県企業局へ引き継ぐことから、本件の予算となる令和８年度水道用水供給事業会計予算が令和８年３月３１日までに千葉県議会で可決された場合に、千葉県企業局において同年４月１日に確定させる。

３　入札参加者に必要な資格に関する事項

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

（１）本件の公告日前に効力を有する令和６・７年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、（大分類）５・薬品、（中分類）４・硫酸について希望の登録がある者。

（２）本件の公告日から本件の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。

（３）本件の公告日前に千葉県に本店又は支店等（契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。）がある者。

（４）公告日から起算して過去１０年間において、上水道事業体又は水道用水供給事業体へ水道用硫酸で硫酸分（H_2SO_4）７５％以上を納入した実績を有する者。

（５）本件で納入する硫酸の代理店・特約店証明及び毒劇物一般販売業登録票（写）を提出できる者。

（６）硫酸購入仕様書を満たしている製品を年間購入予定数量及び月最大購入予定数量納入できる者。

（７）地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本件の開札日前６か月以内に手形・小切手を不渡りした者。

イ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本件の公告日までにされていない者。

ウ　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本件の公告日までにされていない者。

４　開札の場所及び日時

（１）場　　所　　九十九里地域水道企業団第２会議室
　　東金市東金７６９番地２

（２）日　　時　　令和８年３月２４日（火）午前・~~午後~~　　１０時００分

５　設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

６　入札書の郵送方法

（１）郵送方法　　一般書留又は簡易書留

（２）到着期限　　令和８年３月２３日（月）午後５時必着

（３）送 付 先　　〒２８３－０８０２
東金市東金７６９番地２
九十九里地域水道企業団　総務課　管財班行

ア　郵送は外封筒（角形２号程度）及び中封筒（長形３号程度）の２重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、本件で落札した場合に納入する硫酸の代理店・特約店証明を入れて封かん（同封されていない場合は入札無効となります。）し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）指定した郵送先

（イ）入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書在中の旨

（ウ）公告した件名

（エ）公告した納入場所

（オ）開札日

（カ）入札者の商号又は名称

イ　中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により３箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）入札書在中の旨

（イ）公告した件名

（ウ）公告した納入場所

（エ）開札日

（オ）入札者の商号又は名称

ウ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ　開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。
封筒の封は糊付けでお願いします。

７　入札回数

入札の回数は３回とする。

８　設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でＦＡＸ等により提出してください。

（１）提出期限　　令和８年３月１０日（火）午後５時まで

（２）提 出 先　　九十九里地域水道企業団　総務課　管財班

ＴＥＬ　０４７５－５４－０６３１

ＦＡＸ　０４７５－５４－２０６８

（３）回　　答　　質問に対する回答は令和８年３月１３日（金）にホームページに掲載します。

９　入札の執行

到着期限までに到着した入札書が１通の場合でも、当該入札は執行します。

10　開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

（２）予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

（３）再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

（４）落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（５）再度入札において落札候補者がない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第１４条第１項の規定によるものとする。

12　落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

（1）納入実績として件名・発注機関名・契約金額及び数量等が確認できるもの。

（2）毒劇物一般販売業登録票（写）

13　その他

（1）上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

（2）入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

（3）開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

（4）入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

（5）入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

硫酸（７５％）購入仕様書

令和８年度

九十九里地域水道企業団

（総　則）

第１条　九十九里地域水道企業団（以下「発注者」という。）が浄水処理に使用する水道用硫酸（７５％）の購入にあたり、納入業者（以下「受注者」という。）は契約書に定めるもののほか本仕様書に従い、これを履行しなければならない。

（納入場所）

第２条　納入場所は下記のとおりとする。

（１）光浄水場　　山武郡横芝光町傍示戸１０２６番地

　　購入予定数量　　６６，８００ｋｇ

　　購入期間　　令和８年６月１日から令和９年５月３１日まで

（２）東金浄水場　　東金市松之郷３７６１番地１

　　購入予定数量　　１７２，２００ｋｇ

　　購入期間　　令和８年６月１日から令和９年５月３１日まで

（３）長柄浄水場　　長生郡長柄町山之郷４８３番地２７

　　購入予定数量　　２５９，９００ｋｇ

　　購入期間　　令和８年６月１日から令和９年５月３１日まで

（納入方法、納入日時及び費用）

第３条　契約後、受注者は発注者の指示する日時、場所及び方法で納入しなければならない。その際、計量証明書及び製品の製造元が発行する分析表を提出するものとする。

また、納入に際しては発注者の指示に従い、関係法令等を遵守し、事故防止に努め適正な取り扱いを行うものとする。

２　受注者は、企業団が浄水処理上緊急に硫酸を必要とする場合に備えて、緊急連絡先を明らかにしておくとともに、年間を通じ、緊急時にも納入に応じることができる体制を整えておくものとする。納入時間は、特別の指示がある場合を除き、午前９時から午後４時（正午から午後１時までの間を除く。）までの間とする。

３　納入は水道用硫酸専用車に限り、発注者の指定する貯蔵庫までポンプ圧送する。なお、納入時は職員の立会いのもと行うものとする。

４　納入及び小運搬に必要な荷役費、運搬費、計量費は受注者の負担とする。

（硫酸の規格）

第４条　受注者が納入する水道用硫酸（７５％）は、品質管理された原材料を用い、製

造工程及び製品についても品質管理されたものであること。

２　製品の品質は、以下の規格のいずれにも適合するものであること。

（１）水道施設の技術的基準を定める省令（平成１２年厚生省令第１５号以下「省令」という。）第１条第１６号別表第１（改正された場合、最新のものとする。）に掲げる基準に適合するものとする。ただし、最大注入率は50mg/L とする。

項　　目	規　　格
① 硫酸分　　(%)	７５以上

評価は、日本水道協会規格ＪWWA K 134：2005 に基づくものとする。

（２）受注者は、契約締結後直ちに発注者に対して、納入品の製造方法（原料、製品化等）について明記したものを提出しなければならない。

また、製造方法に変更が生じた場合は、納入前に発注者と協議しなければならない。

（品質証明書）

第５条　受注者は、契約締結後直ちに発注者に対して、製造業者が製造する水道用硫酸（７５％）が、省令第１条第１６号別表第１に掲げる項目に適合することを証明する第三者機関による成績表を初回納入時までに提出しなければならない。

試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課通知、以下「ガイドライン」という。）及びＪWWA Z 109 に基づき行うものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験を省略することが出来る。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時までに提出しなければならない。

（品質検査）

第６条　発注者は製品の品質検査について、適時製造業者の工場または納入場所において試料を採取し、ＪWWA K 134：2005 に基づいて分析検査を行う。

また、その他の項目については、ガイドラインの試験評価によるものとする。

２　発注者の品質検査結果が不合格の場合、受注者は発注者の指示に従い、受注者の負担で再検査を行わなければならない。

（規格及び品質等の不適合の場合の処置）

第７条　受注者は、第４条及び第６条の規定に不適合の場合、発注者に対し受注者の責任において速やかにその処置を講じなければならない。

（計　量）

第８条　納入品の計量は発注者の計量もしくは計量法に基づく計量証明事業者の計量証明によるものとし、計量証明を納入の都度提出すること。

（損害賠償）

第９条　受注者が不完全な機器または製品により、発注者の構造物・機器等を汚染・損傷および浄水処理に影響または損害を及ぼした場合は、受注者の負担で弁償または原形復旧しなければならない。

（補　則）

第１０条　受注者は、契約締結後直ちに発注者に対して、安全データシート（ＳＤＳ）、品質検査用薬品サンプル（５００ｍＬ×２）、製造事業者・納入車両一覧・運転職員一覧・メーカー代理店証明書・運送事業者名および緊急時の連絡先を記載した書面（担当者、昼夜の別を含む）を提出するものとする。

なお、記載事項に変更が生じた場合には、直ちに再提出するものとする。

２　本仕様書に疑義が生じた場合または明記していない事項が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

（案）

物 品 売 買 契 約 書（案）

発注者　　（以下「甲」という。）と受注者　　（以下「乙」という。）とは、物品の売買に関し、以下のとおり契約を締結する。

１　品　　名

２　予 定 数 量

３　契 約 単 価　　１ｋｇ当たり
金　　円
（うち消費税額及び地方消費税額　　円）
（注）「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により、売買金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

４　契 約 期 間

５　納 入 場 所

６　契 約 保 証 金

（Ａ）この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

（Ｂ）この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

〔注〕（Ａ）は紙の契約書を採用する場合、（Ｂ）は電子契約を採用する場合に使用する。

令和　　年　　月　　日

甲

印

乙　　印

（総　則）

第１条　乙は、別添購入仕様書（以下、「仕様書」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書に記載した物品（以下「物品」という。）を頭書に記載した契約単価（以下「契約単価」という。）をもって履行しなければならない。

２　前項の仕様書に明記されていない事項については甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

（契約の保証）

第２条　乙は、本契約の締結に当たり、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の 10 分の１以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県企業局財務規程（昭和 39 年千葉県水道局管理規程第６号）第１４５条第２項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

２　前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の 10 分の８以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあっては、小切手金額）をもって換算するものとする。

３　第１項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

４　甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

５　契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

６　契約単価の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約単価に、仕様書で定めた予定数量を乗じて得た額の 10 分の１に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（納　入）

第３条　乙は、本契約期間中、甲が納入を依頼した都度定められた数量を指定期日までに、甲に納入するものとする。

（検　査）

第４条　納入物品は、日本産業規格、日本水道協会規格及び当局規格に合格したものとし、これにより難いものは仕様書に定めるとおりとする。

２　乙は、物品納入に際して前項の規格に合格するものであることの検査証明書及び納品書をその都度甲に提出しなければならない。

３　乙は、納入された日から 10 日以内に引き渡された物品が種類、品質または数量に関して仕様書に適合しているか、甲の選定した係員の検査を受けなければならない。

４　甲は、前項の規定に基づく検査の結果を速やかに乙に通知するものとする。

（危険負担）

第５条　甲は、前条に規定する検査に合格した時をもって物品の引渡しを受けたものとし、引渡し前に、甲乙双方の責めに帰することができない事由により発生した物品の滅失又は損傷は、すべて乙の負担とする。

（追完請求）
第６条　第４条の規定に基づく検査の結果、不合格となった場合は、乙は不合格となった物品を速やかに引き取り、甲が当該不合格の通知をした日から７日以内に代替品を納入し、再び第４条の規定に基づく検査を受けなければならない。
２　検査合格後であっても、甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して仕様書に適合しないものであるときは、乙に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲の指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。
３　前２項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

（代金の支払）
第７条　乙は、第４条の規定により引き渡したものについて、納入物品に対する代金を１月毎に集計して、翌月１０日までに甲に請求するものとする。ただし、円未満の端数は請求書毎に切り捨てるものとする。
２　甲は、乙より正当な請求書を提出された場合、受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における遅滞金）
第８条　乙の責めに帰すべき事由により甲の指定する期日までに物品を納品することができない場合において、甲の指定する期日後に物品を納品する見込みがあると認めたときは甲は遅滞金を徴収して甲の指定する期日を延長することができる。
２　前項の遅滞金は、当初の甲の指定する期日の翌日から履行済みの日まで、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額から納品部分に対する支払金相当額を控除した額に対して本契約締結日における千葉県企業局財務規程第１７１条第１項に規定する違約金の率を乗じて算出した額とする。
３　甲は、前項の乙の甲に対する遅滞金支払債務と甲の乙に対する契約金額支払債務とを対当額にて相殺することができる。
４　第２項に規定する遅滞金の率は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。

（支払遅延等における遅延利息）
第９条　甲は、その責めに帰すべき事由により、第７条第２項に規定する代金の支払いが遅れた場合には、乙に対して、遅延の日数に応じ、当該未払金額にこの契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第１０条　甲は、その責めに帰すべき事由により、第４条第３項に規定する期間内に検査を行わない場合においては、その行わなかった各検査における検査期限の日から検査を行った日までの日数を合計した期間を、第７条第２項に規定する期

間（以下、本条において「約定期間」という。）から差し引くものとする。また、遅延日数が約定期間を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前条の遅延利息を乙に支払わなければならない。

（催告による解除）
第１１条　甲は、乙が本契約の条項に違反したときは、催告の上、本契約の一部又は全部を解除することができる。

（催告によらない解除）
第１２条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をしないで、この契約を解除することができる。
（１）乙が第６条第１項の規定に定める検査に合格した代替品を納入できない場合。
（２）債務の全部の履行が不能であるとき。
（３）乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（４）債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
（５）債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
（６）債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
（７）検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
（８）乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
（９）乙が甲に重大な損害を与えたとき。
（１０）乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
（１１）その他乙が本契約に違反したとき。
２　債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

（違約金）
第１３条　前２条の規定により、この契約が解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないと認められる場合を除き、乙は、甲に対し、違約金として、当該解除日から本契約頭書記載の納入期間満了の日までの未引渡数量にかかる購入金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
なお、上記違約金の計算式は、以下のとおりとする。
（総購入予定数量－解除日までの引渡数量）×契約単価×０．１
２　甲は、実際に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。
３　乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して第８条第２項に規定する率で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

（担保責任の期間の制限）
第１４条　乙が甲に対して種類又は品質に関して仕様書に適合しないものを引き

渡した場合において、甲がその不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第６条に規定する追完請求、第１１条若しくは第１２条に規定する契約の解除又は第１３条に規定する違約金の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第１５条　乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（契約の変更・中止）

第１６条　甲は、乙の義務が履行されるまでの間は、契約の内容を変更しまたは、納入を中止することができる。ただし、変更する場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

３　乙は、本契約期間中において、市場価格に著しく変動があった場合は、甲に契約単価の変更を申し出ることができる。

（合意管轄）

第１７条　甲及び乙は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（協議事項）

第１８条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定めるものとする。

第１９条　震災等の災害時において、甲から納入依頼があった場合は、乙は優先的に甲に納入するものとする。

（遡及条項）

第２０条　この契約が契約の始期までに締結されない場合において、甲乙双方の協議により当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱う。

〔注〕遡及条項は、電子契約を採用する場合に使用する。

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第２　事務従事者への周知及び監督

（事務従事者への監督）

１　乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（事務従事者への周知）

２　乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

⑴　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと

⑵　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第３　個人情報の取扱い

（収集の制限）

１　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（秘密の保持）

２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止等）

３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（持ち出しの制限）

４　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の制限）

５　乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

６　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第４　再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第５　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第６　情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成１４年３月１５日制定）５（１）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第７　機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第８　甲の調査、指示等

（調査、指示等）

１　甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

２　甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第９　契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(1)　乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき

(2)　乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

１　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

２　委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第２条　千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第３条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（３）乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（１）から（４）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（６）乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

２　乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第５条　乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。